

学校生活規則

1. 登下校

- (1) 通学之际しては、交通ルールやマナーを守り、安全に十分留意すること。
- (2) 登校時刻 8 時 20 分、下校時刻 16:50 分とする。
16 時 50 分以降、定時制の使用教室を完全に明け渡し、廊下にも立ち入らない。
尚、豊誠館で活動する部活動に関しては、定時制の許可を得て 17:45 完全下校とする。
(下校時間及び豊誠館で活動する部活動の延長時間に関しては現在、定時制と協議している
るので下校時間に変更になることもあります)
- (3) 自転車通学をする場合は、「自転車通学許可願」を生徒部に提出し、発行されたステッカーを自転車の所定の場所に貼る。道路交通法を遵守する。
- (4) オートバイ・車での通学は禁止とする。
- (5) 登下校時は指定された制服を着用する。ただし、部活動で土日祝日、長期休業中及び平日の朝練習に参加する場合は、部活動着での登校を認める。
又、平日の部活動後も部活動着での下校を認める。

2. 届出および許可願

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引き等
HR 担任に事前に口頭で申し出た後、できる限り早い時期に所定の届を提出する。
10 日以上の病気には医師の診断書または証明書を添付する。
なお、忌引き日数は出欠席の統計に加えない。
【忌引き日数】
父母 7 日、祖父母 4 日、実兄弟姉妹 3 日、
義兄姉 2 日、曾祖父母 3 日、伯叔父母 2 日
- (2) 登校後、放課時までの外出
無断外出を禁止する。やむを得ず外出する場合は、HR 担任あるいは学年の先生に外出届と認印をもらい、それを携行する。
- (3) 遅刻
電車等が遅延した場合、遅延証明書をもらい教科担当に提出する。
※年間で遅刻が 5 回以上した生徒は学年指導、10 回以上した生徒は生徒部指導、その指導に従わないものは保護者同伴のもと生徒部と学年で指導するものとする。それでも改善できない場合は、管理職（副校長→校長）からの指導とする。
管理職からの指導には、生徒部主任、学年主任、担任が同席する。
- (4) ポスター・ビラ等の掲示・配布
生徒部に届け出て、その指示に従う。

内容が以下に該当するものは承認されない。

- ①基本的人権を損なうもの ②営利活動 ③特定の布教・政治活動
- ④わいせつなもの ⑤責任者名のないもの

(5)集会

校内の公認団体(生徒会、委員会、部活動等)または個人が不特定多数の生徒に呼びかけて集会を行う場合は、担当教諭の承認と指導のもとに、会場責任者の許可を得て行う。

3. 服装および履物

(1)本校指定の制服

【正装・通年】

ブレザーにズボンまたはスカート。

無地白色のYシャツ(女子はリボンができる白のブラウス可)

男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着装。

※ネクタイ、リボンは第一ボタンが隠れるまで上げる。

校章はブレザーの襟に着用。

ブレザーの下に本校指定のベストやセーターの着用を認める。

※登下校時はブレザーを着用し、セーターやカーディガンでの登下校を禁止する。

【略装・夏季】

正装のネクタイ・リボンを外したもの。

また、ブレザーを着用せず、本校指定のベスト・セーターもしくは市販で無地の紺・黒・グレー・白・ベージュのカーディガンおよびYシャツだけの服装。

※上記の略装に加え、Yシャツの代わりに白または紺のポロシャツでの登校を認める。

【制服着用時の注意】

Yシャツやブラウスの第2ボタンは留める。

Yシャツやブラウスはズボン・スカートの中に入れる。

ズボンを下げる、まくる、スカートを短くしない。

スカートの下にズボンを履かない。

※制服を加工した場合は、再購入となる。

(2)カーディガン

防寒着としてのカーディガンの着用を認める。色は無地の黒・紺・グレー・白・ベージュとする。

(3)コート

制服に合った端正なものとする。

色は紺・グレー・ベージュ系が望ましい。

ブレザーの上や下にパーカー、体操着などを着用することは認めない。

(4)履物

サンダルでの登校を禁止する。

豊誠館では指定の体育館履、グラウンドでは運動靴を使用する。

(5)頭髪等

染色・脱色等の加工、付け毛等はない。また、ピアス等の装身具や化粧も禁止する。

※服装、頭髪、装身具等違反した場合は学年指導→生徒部指導→保護者を同席のもと指導となる。それでも改善できない場合は、管理職（副校長→校長）からの指導とする。

(6)異装届

怪我などにより、異装を必要とする場合は、異装届にその理由、期間等を記入しHR担任に申し出る。

(7)授業中

飲食物を机上に出し飲食する事はしないこと。

4. 部活動

(1) 部活動届を事前に提出して活動する。原則、前週の水曜日までに生徒部に提出する。

(2) 16時50分完全下校とする。

豊誠館で活動する部活動に関しては、定時制の許可を得て17:45完全下校とする。

(下校時間及び豊誠館で活動する部活動の延長時間に関しては現在、定時制と協議してありますので下校時間が変更になることもあります)

(3) 休日の活動及び朝練習のときは、部活動着での登校を認める。

(4) 授業時間帯の部室の使用は禁止する。

(5) 使用した施設及び指定された共用場所の清掃を行う。

(6) 定期考査前1週間は、部・同好会・委員会活動は原則として行わない。

※ただし大会等の前であれば活動願いを生徒部に提出し、活動を管理職と生徒部で協議し認めるものとする。

5. その他

(1) 昼食は持参するか、校内の売店で購入する。

(2) 貴重品を持って登校しないことが望ましい。やむを得ず持参した時は、保管に十分注意する。

(3) 共用施設に私物を置かない。

(4) 落とし物をした場合は生徒部の先生に確認する。

(5) アルバイトは原則として認めない。

(6) 正門に入る前にイヤホン・ヘッドホンを外しポケットに手を入れて挨拶などをしないこと。

(7) エレベーターの使用が必要な時は、担任の許可を得て使用すること。